

自転車は 原則、車道を走りましょう

歩行者と自転車の安全・安心のために、
車道に自転車の通行位置を明示する
青矢印の設置

位置図



通行ルール

- 車道を通行する場合は**車道の左側**にある**青矢印上**を通行してください。
- 整備後は自転車は**原則として車道**の通行となりますが、歩道の通行も可能です。
- 歩道を通行する場合は歩行者優先で**車道寄り**を**徐行**してください。

整備イメージ



佐賀県道路交通環境安全推進連絡会議

問合せ先

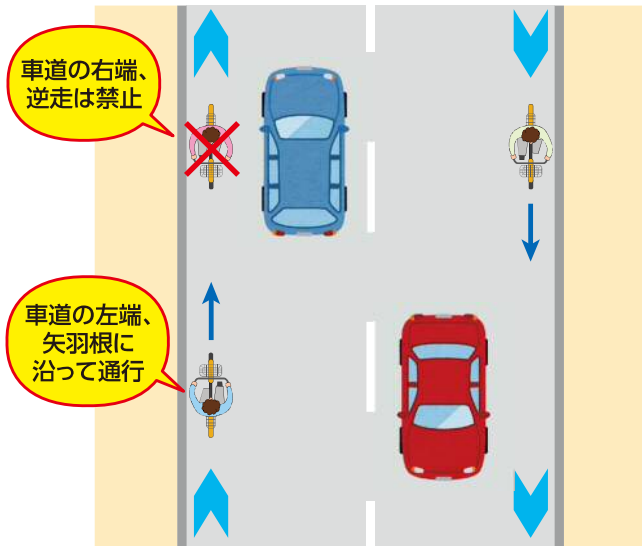
国土交通省 九州地方整備局 佐賀国道事務所
〒849-0924 佐賀県佐賀市新中町5-10
TEL:0952-32-1151 FAX:0952-33-6963
Email:qsr-sakoku@mliit.go.jp

矢羽根型路面表示を設置した道路における 自転車の通行ルール



自転車は車道が原則※

矢羽根に沿って
車道の左端を通行しましょう



矢羽根型路面表示とは？

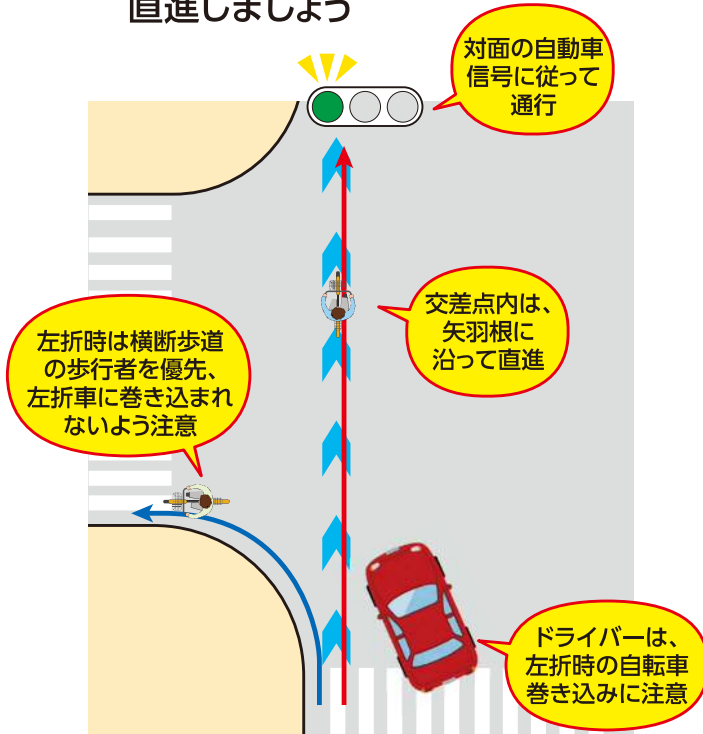
- ▶ 矢羽根型路面表示とは、自転車の通行位置と方向を明示して、自転車の安全な通行を促すものです。
- ▶ 自転車利用者だけでなく、自動車ドライバーに対しても、車道上の自転車通行位置を知らせる法定外の路面表示です。



- ※ 普通自転車の運転者が歩道を通行することができる場合
- 歩道に「普通自転車歩道通行可」の標識や表示があるとき。
 - 13歳未満の子どもや70歳以上の高齢者や身体の不自由な人が普通自転車を運転しているとき。
 - 車道又は交通の状況から、自転車の通行の安全を確保するためやむを得ないとき。

交差点では矢羽根に沿って通行

交差点では、矢羽根に沿って
直進しましょう



矢羽根の上に車両が…

駐停車車両を避けるときは
右側後方を確認



警察庁HP

自転車は車のなかま
～自転車はルールを守って安全運転～